

### 3 佐藤英行議員

- 1 町職員の人事評価制度の運用と人材育成、今後の体系的職員育成方法は
- 2 泊発電所周辺地域原子力防災計画は、住民が被ばくしない実効性のある計画か



#### 1 町職員の人事評価制度の運用と人材育成、今後の体系的職員育成方法は

地方自治法第1条の2、第1項に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするあり、この目的を具現化するために自治体職員がいます。自治体職員は住民の福祉の増進を図るための担い手であり、岩内町行政を実践する主体でもあります。岩内町行政の実践資源としての職員の能力向上、モチベーションのアップが求められます。そのために良好な職場環境が求められています。これらを行うために、平成28年4月に施行されました岩内町職員人事評価実施規程があると認識しています。しかしながら近年、若年職員の中途退職があると聞いています。

近年の若年層の退職数は。退職原因は。

人事評価に基づく人事管理の現在の問題点は。

人事評価制度の本来の目的は、地方自治の実践のための人材育成である。そのことを踏まえた人事評価を行う場合、問題となるのは、評価者の能力である。評価に偏りが出てきて、評価者によって評価の不公平感が生じることは、被評価者のモチベーションの低下につながり、ひいては役場を去ることにもなりかねません。

管理職も含めた、不断の能力向上、モチベーション向上を目指すため今後どのような体系的職員育成方法を考えているのか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、近年の若年層の退職者数とその原因についてであります。

近年における町職員若年層の退職者数については、国の若年労働者の定義による退職時35歳未満の直近3年間でお答えいたしますと、令和元年度は7名、令和2年度は3名、令和3年度は5名であります。

また、その退職事由については、自己都合が12名、国や他の地方公共団体への転任が2名、懲戒免職が1名であります。

なお、自己都合を退職事由とする者の詳細な事由については、個人のプライバシーに関わる部分でもあり、統計的なお答えはできませんが、結婚、配偶者の転職、自分の健康面の心配、職場の雰囲気・人間関係に馴染めなかったことなど、事由は個人により様々であります。

また、職場の雰囲気・人間関係を退職事由としている者の中には、現代社会において、社会全体の雇用体系が急速に変わっており、定年まで役場で雇用され続ける終身雇用にこだわりを持たない若年層が増えていることも要因の一つと考えております。

2 項めは、人事評価制度に基づく人事管理の現在の問題点についてであります。

平成26年の地方公務員法改正により、平成28年4月から導入している人事評価制度については、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力と、達成した業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であります。

この人事評価制度を有効に活用する上での留意点としては、評価される側が納得できる評価基準やその公正な評価、評価にあたっての適宜適切な対話の場となる面談の実施のほか、実効性を確保するためには、評価する側の上司が評価される側の部下に対し、何のために、何を、どのような基準で評価しているのかを明確に示すことが重要であると認識しております。

したがって、人事評価制度は、上司・部下の相互理解の機会として大変、有用ではありますが、こうした留意点の評価者への浸透が課題であると考えております。

そのため、これらの課題への対策として町としては、全職員を対象とした制度導入前後の人事評価導入研修や、評価者となる管理職対象の人事評価訓練研修に加え、新人職員研修時の人事評価制度の手引きによる研修などを通じ、職員の人事評価制度に対する重要性の認識や、人材育成・人材マネジメントを推進する上での目的や意義の理解を高めているところであります。

3 項めは、管理職も含めた町職員の不断の能力とモチベーションの向上を目指すための今後の体系的職員育成方法の考えについてであります。

国の人材育成研究会の報告書等においては、地方公共団体が限られた人材を最大限に活用し、組織力を高めながら、今後、複雑・多様化する行政課題の解決に取り組むためには、職員の組織や仕事への貢献意欲を高め、職員の能力を最大限に引き出し、発揮させ、職員の成長が組織力の向上に繋がるよう人材マネジメントを推進することが重要とされています。

そのために、町として取り組むべきことは、職員の主体的な能力開発を促す対話の場を設けることや、職員各々の意識啓発に資する様々な研修機会の創出、さらには、人事評価制度の組織目標と個人目標を関係付けることなどにより、

職員の成長実感、主体性、組織への共感を引き出すことだと考えております。

したがって、こうした取組を実践することで、職員と組織が互いに成長・貢献し合う、良好な関係性を構築する人材マネジメントを推進するとともに、対応策の定着と、P D C Aサイクルによる安定化を図り、町職員の人材育成と能力の開発、またモチベーションの向上に努めながら、総合振興計画に掲げる町民の思いや願いに応えるまちづくり、高みを目指す行政経営を実現するための行政運営を担う、何事にも前向きに気概を持ってまちづくりに取り組む志を持った職員の育成に取り組んで参ります。

## < 再 質 問 >

3年間で15人の中途退職があったということは、年代職員配置にも大きなそごををきたす原因ともなり、要員計画にも影響が出ていると思います。多様化している現代社会では様々な変化が起こっていることは理解していますが、地方自治体の職員として魅力も感じなかったこともあると考えます。魅力ある仕事の内容を理解してもらうことも必要だろうと思います。

先程の答弁の中で、町としては取り組むべきことをる述べていますが、職員全体はもとよりですが、評価者つまり中間管理職の教育の喫緊の課題に対してはどのような人材マネジメントを考えているのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

人材マネジメントの推進については、組織力を高める上での管理職の位置付けが重要であり、そのため、新規課長職を対象とした人事評価訓練研修及び、管理能力研修の義務付けや、全管理職を対象とした人事評価研修の実施など、人事評価制度を有効に活用する上での公正な評価や、評価にあたっての適宜適切な対話の場となる面談の実施方法等について研さんを深めているところであります。

## 2 泊発電所周辺地域原子力防災計画は、住民が被ばくしない実効性のある計画か

本年6月定例会において、私の一般質問、避難計画・避難訓練の実効性はあるのかにおいて、町長は、北海道及び後志13町村で国の法令や原子力災害対策指針に基づき、緊密な連携のもと、地域防災計画や避難計画を定め、それぞれの責務において実効性のある原子力防災訓練を実施していると答弁しています。

原子力災害対策特別措置法、原災法は原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として制定されました。原子力災害とは原子力発電所等から放射性物質が環境に放出された事態によってもたらされる災害であります。放射線被ばくをさせないことを目的とした法律といえます。

原子力災害は複合災害として起きることが想定されます。その場合、住民の避難は困難になります。

複合災害になる要因は地震等種々ありますが、複合災害の原因となる事象としてどのようなことを想定しているのか。またその各々の想定規模は。

訓練は実効性があるとしているが、あくまであらかじめ限定された決められた手順に従った訓練の話である。限定された訓練に避難計画の実効性があるとは言えない。

原子力防災計画の実効性はどこの機関が認定するのか。

泊発電所周辺地域原子力防災計画、退避等措置計画編の第1章、避難等の目的及び基本的考え方の最初に、原子力災害が発生し、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、被ばくの低減を図るため、必要に応じ避難等の防護対策を講ずることを目的とするとあり、原子力災害によって住民が被ばくをすることを前提とした計画目的となっている。

放射線被ばくをさせないことを基本目的とするべきではないのか。

被ばくを前提とした避難等の目的は、放射線被ばくをさせないという原子力災害対策特別措置法の趣旨に反しているのではないか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、複合災害の原因となる事象の想定、その各々の想定規模についてであります。

複合災害の原因となる事象の想定につきましては、内閣府及び原子力規制庁が策定した原子力災害対策初動対応マニュアルでは、原子力事業所所在市町村及びその周辺において、震度5弱以上の地震、原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合や、新規基準で定める設計基準を超える、竜巻、洪水、台風、火山等の外部事象が発生した場合に、情報収集事態、及び警戒事態として初動対応するよう、マニュアル化されております。

そうした国における事象の想定を踏まえ、泊発電所周辺地域原子力防災計画での複合災害においては、大規模な自然災害等と、原子力発電所の重大事故を具体的に想定した中で、毎年度、原子力防災訓練を実施しておりますが、想定する事象は、地震、地震による津波、台風、大雪や猛吹雪などの自然災害と、泊発電所の重大事故、さらに、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症流行下での対応を加えるなど、様々なパターンの組み合わせとしております。

なお、訓練規模については、地震は震度6以上、津波は大津波警報、台風は大型の台風とした想定で、実施しているところであります。

2 項めは、原子力防災計画の実効性の認定についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画につきましては、災害対策基本法、及び原子力災害対策特別措置法の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づき、関係機関が連携を図った上で作成するものであり、本計画を踏まえた中で、内閣府において、泊地域の緊急時対応を策定し、緊急時対応の、より一層の具体化、充実・強化を図っております。

ご質問にある計画の実効性の認定については、法の規定等におきましても、認定を行う機関は定められておりませんが、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、反省点等を協議し、関係機関が課題を共有し、計画やマニュアルの改善等を行うこととしており、本町におきましても、原子力防災訓練を積み重ねた中で、職員の防災技術の向上を図り、結果の検証を繰り返し、計画の継続的な見直しをすることにより、本原子力防災計画の実効性が高まるよう取り組んでいるところであります。

3 項めの放射線被ばくをさせないことを基本目的とするべきではないかと、4 項めの、被ばくを前提とした避難等の目的は、原子力災害対策特別措置法の趣旨に反しているのではないかについては、関連がありますので併せてお答えします。

原子力災害対策特別措置法では、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する旨が規定され、同法第6条の2第1項の規定に基づく、原子力災害対策指針では、国民の生命及び身体の安全を確保することが、最も重要であるとの観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する、放射線の重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするとしております。

泊発電所周辺地域原子力防災計画においても、そうした法の規定等に基づき、計画の目的、性格、基本方針等を定めているものであり、法の趣旨に反しては

いないものと認識しております。

いずれにいたしましても、原子力災害対策につきましては、原子力災害の特殊性も踏まえた中で、防災関係機関が協力し、各対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務従事者の防災技術の向上に向けた取組を積み重ねることが重要であり、引き続き、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図り、原子力防災対策の充実・強化に不断に取り組んで参ります。



## < 再質問 >

毎年度、原子力防災訓練を実施し、訓練規模の想定は地震震度が6以上、大津波警報、大型台風を、それに新型コロナウイルス感染症流行下での対応などとのことですが、震度6以上の災害、大津波警報下での災害、大型台風下での災害、また北海道では暴風雪下での災害も考慮の必要があります。これらが複合的に起きた場合の災害はどのようなことを想定しているのか。

法の趣旨に反していないという泊発電所周辺地域原子力防災計画は最小化、リスクを低減という項目に反していないということは、放射線被ばくをすることを否定していないということなんですか。

2021年3月、水戸地裁での東海原発訴訟では、避難計画に不備があれば原発は稼働できないという判決が出ました。被ばくをしないで避難する実効性が確立していない、被ばくが前提の現在の避難計画のもとでは、泊発電所の再稼働ができないということになります。このことを踏まえた被ばくからの避難の実効性をどのようにこれから確保していくのか、お伺いします。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、自然災害が複合的に起きた場合、どのようなことを想定しているのかについてであります。

昨年度まで実施している訓練では、震度6以上の地震及び地震に伴う大津波、また冬季では、暴風雪と地震を複合的に実施しているところではありますが、一般の全国各地の災害の状況から、地震と台風など、自然災害についても複合的に想定する必要は考えられるところであり、今後に向けて、北海道等とも協議して参ります。

2 項めは、放射線被ばくをすることを、否定しないということなのかについてであります。

国の原子力災害対策指針における、放射線被ばくの防護措置の基本的考え方では、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り、低くするとされているところであり、放射線の重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため確率的影響のリスクを低減するための防護措置を确实なものとするところから、町としましても、その方針に基づき対応しているところであります。

3 項めは、被ばくからの避難の実効性をどのように確保していくのかについてであります。

原子力災害対策につきましては、原子力災害の特殊性も踏まえた中で、防災関係機関が協力し、各対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務従事者の防災技術の向上に向けた取組を積み重ねることが重要である認識から、様々な災害を想定した原子力防災訓練を繰り返し、実効性を高めて参ります。

## < 再々質問 >

2つめの質問なのですが、先程の町長の答弁では放射線被ばくをするということを否定しないという内容だと思いますが、そのことに間違いはありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

原子力防災計画は、当然に地域住民が放射線による影響を回避することを大前提としておりますが、様々なシビアアクシデント等により、住民等が被ばくを受ける可能性がある場合を想定し、退避等措置計画を策定しているところであります。